

## 精華町農業委員会会議録

### 1、開会の日時

令和8年7月6日午後1時30分

### 2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

### 3、出席した農業委員は次のとおりです。

|      |    |     |      |    |    |
|------|----|-----|------|----|----|
| 1 番  | 石本 | 晋也  | 2 番  | 澤田 | 嘉之 |
| 7 番  | 山本 | 功   | 8 番  | 井澤 | 茂治 |
| 9 番  | 中川 | 茂成  | 10 番 | 田中 | 安弘 |
| 11 番 | 山本 | 千恵子 | 12 番 | 田中 | 吉照 |
| 13 番 | 杉本 | 邦子  | 16 番 | 杉嶋 | 秀美 |
| 17 番 | 森島 | 隆詞  | 18 番 | 井上 | 和也 |
| 19 番 | 岩井 | 三郎  |      |    |    |

### 4、欠席した農業委員は次のとおりです。

5 番 田中 正博

### 5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

|     |    |    |      |    |    |
|-----|----|----|------|----|----|
| 3 番 | 野秋 | 眞秀 | 4 番  | 堀内 | 大  |
| 6 番 | 中村 | 正  | 14 番 | 新司 | 吉行 |

### 6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局 森田 吉弥  
西置 雄一  
下村 祐未

### 7、議案

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について          |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について      |
| 報告第1号 | 非農地証明交付申請について                 |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について        |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について      |

### 8、署名委員

18 番 井上 和也                      1 番 石本 晋也

### 9、閉会の日時

令和8年7月6日午後2時40分

## 審議の経過

議 長        それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和８年第７回農業委員会総会を開催させていただきます。

              ただいまの出席委員は１４名中１３名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

              また、農地利用最適化推進委員は５名中４名の方に出席いただいております。

議 長        本日の署名委員は、１８番井上和也委員、１番石本晋也委員のお二人にお願いします。

              それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長        議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案第１号について、提案及び説明を願います。

事務局        それでは、１ページをお開きください。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。１番でございます。

### 【 提案説明 】

              １ページにお戻りいただき、２番でございます。

### 【 提案説明 】

              １ページにお戻りいただき、３番でございます。

### 【 提案説明 】

              以上、３件につきましては、譲受人は農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

              よって、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

              以上でございます。

議 長        本件の１番、２番については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島        １７番、森島です。

              本件につきまして、６月２９日に、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。

              当該地は農地として適正に利用されておりました。今後も引き続き、耕作等が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

              よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

              以上です。

議 長        本件の３番については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、

補足説明をお願いします。

杉 嶋 16番、杉嶋です。

本件につきまして、6月29日に、岩井会長、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として適正に利用されておりました。今後は、耕作等が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

事務局から議案第2号について、提案及び説明を願います。

事務局 4ページをお開きください。それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

申請地は、貸露天駐車場として活用される予定です。

本件の立地基準につきましては、精華町役場から半径500メートルの円で囲まれる区域の宅地面積の割合が40%を超えており、円の半径を申請地が収まる600メートルまで延長しても、宅地面積の割合が40%を超えているため、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましても転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 本件の1番については、地区担当委員の中川委員と田中安弘委員が現地確認を行っておられますので、代表して中川委員より補足説明をお願いします。

中 川 9番、中川です。

本件につきまして、6月29日に、田中安弘委員、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。

当該地は山手幹線の西側に面し、隣接農地もないため、周辺の営農に支障のないものと思われまますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。  
それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号は、許可相当という意見をつけて、知事に進達することに決定します。

議 長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございますが、7ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、私は審議を行う間、退席しますので、議長を副会長をお願いいたします。

議長（副会長） 議長を交代します。

議長（副会長） それでは事務局から議案の提案及び説明を願います。

事務局 6ページをお開きください。それでは、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に

農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求める。

7ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長（副会長） それでは7ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議長（副会長） 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議長（副会長） 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議長（副会長） それでは、7ページの促進計画について、承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議長（副会長） ありがとうございます。挙手全員でございます。7ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

岩井会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議長（副会長） 岩井会長にお伝えします。7ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議長（副会長） ここで、議長を岩井会長と交代します。

議長 続きまして、8ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、野秋委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議長 それでは事務局より、8ページの促進計画の提案及び説明を願います。

事務局 8ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは8ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、8ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。8ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。  
野秋委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 野秋委員にお伝えします。8ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続きまして、9ページから10ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局より、9ページから10ページの促進計画の提案及び説明を願います。

事務局 9ページをお開きください。

【 提案説明 】

10ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上、2件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは9ページから10ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、9ページから10ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長       ありがとうございます。挙手全員でございます。9 ページから 10 ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。  
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長       井澤委員にお伝えします。9 ページから 10 ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長       続いて、11 ページの促進計画について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局       11 ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長       ありがとうございました。それでは議案第3号、11 ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長       何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長       異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長       それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長       ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号、11 ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長       続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を事務局から報告願います。

事務局       それでは、17 ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、  
でございます。1 番でございます。

【 内容報告 】

18 ページをお開きください。2 番でございます。

【 内容報告 】

以上でございます。

議 長       本件の1 番、2 番については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉 嶋 16番、杉嶋です。

本件につきまして、6月29日に岩井会長、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。

当該地は、原野、山林化してる状況であり、農地への復旧は困難であると考えられることから、非農地として認定することは、やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、20ページをお開きください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、22ページをお開きください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

2番でございます。

【 内容報告 】

以上でございます。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。  
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長      本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。  
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。  
今期で退任される委員の皆様におかれましては、本当にお疲れさまでした。また、引き続き委員をされる皆様は次の任期、頑張ってくださいと思います。  
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後２時４０分